

につき争論裁許絵図裏書〔A〕

上州群馬郡上芝村・下芝村・楽間村・行力村・北新波村・浜川村・
南新波村・保渡田村・上小埜村・上小鳥村・井出村与、吾妻郡
岡崎新田村水論之事、拾壹ヶ村百姓訴候ハ、榛名山御手洗流岡
崎新田村江「飲水・用水ニ引候余水、井料米ヲ出、社地之内郷筋
掘レ之、分水ニ可レ引由申レ之、岡崎新田村百姓答候ハ、飲水・用水
之外「余水無レ之旨申候、古郡文右衛門手代樋口唯右衛門、杉山久
助手代赤木孫三郎差遣、遂ニ糺明ニ処、御手洗落口ニ溜堤」築、常
水ニ増候水、田地植付候砌、三十日ヲ限可レ引由、拾壹ヶ村百姓口
上書差出候、檢分之上拾壹ヶ村江余水引候分ハ」不レ可レ為ニ
むらのさわりたるべからず
岡崎新田村之障候、依レ之絵図ニ書記候通、御手洗落口ニ溜堤
築レ之、落口側境塚辰巳之方塚際ヲ地形ニ定、「堤高七尺、敷・馬
踏湛ニ 応可レ築レ之、有来堤腹付・上置可レ致レ之候、岡崎新田
村江之引口ハ、内法幅三尺、高壹尺八寸之」門樋式艘伏レ之、壹艘
ハ壹本戸、壹艘ハ式本戸ニ致レ之、壹ツ岩頭より樋底板厚ヲ除、九
丈式尺九寸五分低伏レ之、「水不レ費様ニ門樋可レ開レ之、拾壹ヶ村江
之引口、壹ツ岩頭より樋底板厚ヲ除、九丈壹尺式寸五分低可レ伏
レ之、余水引候上ハ」樋之分量不レ及ニ相定候、双方門樋溜堤普請入
用等、拾壹ヶ村より出レ之、岡崎新田村立合可レ改レ之、為ニ後証ニ絵
図「令ニ裏書」、双方江下置之条不レ可ニ違犯ニ者也

宝永五年戊子十一月廿五日

(勘定奉行 平岩親庸)
平 若狹

(勘定奉行 石尾氏信)
石 阿波

(勘定奉行 中山時晴)
中 出雲

(勘定奉行 荻原重秀)
荻 近江

(町奉行 坪内定鑑)
坪 能登

(町奉行 松野助義)
松 壹岐

(町奉行 丹羽長守)
丹 遠江

(寺社奉行 本多忠晴)
本 彈正

(寺社奉行 三宅康雄)
三 備前

(寺社奉行 鳥居忠救)
鳥 播磨